

新上五島町公共施設見直し実施計画

～ 施設の有効活用・適正配置を目指して～

平成 2 1 年 4 月

新上五島町

目 次

1 . 公共施設の見直しの背景	
(1) 本町の財政状況	1
(2) これまでの行財政改革の取り組み	1
2 . 施設見直しの基本的な考え方	
(1) 行財政改革大綱で定めた方針	3
(2) 見直しのポイント	3
(3) スケジュールの明確化	4
3 . 見直しの効果	
(1) 対象施設	5
(2) 概 要	5
計画期間内（H 2 6 まで）に実施する施設	
主な見直しの具体例	
将来の方向性を示す施設	
4 . 今後の取り組み	
(1) 課長の職務目標	8
(2) 各年度の進行管理	8
(3) 跡地利用の方針	8
5 . 住民意見の反映	
(1) 案の公表方法	1 0
(2) 受付期間	1 0
(3) 実施結果	1 0
(4) 計画案への反映内容	1 1
6 . 結 び	1 2

1. 公共施設の見直しの背景

(1) 本町の財政状況

新上五島町は、平成16年8月、旧5ヶ町の合併により誕生いたしました。新町の財政状況は、長期にわたる景気低迷の影響から町税収入が減少し、三位一体改革によって地方交付税が大幅に削減されるなど、極度の財源不足を生じる脆弱な財政構造のなかでスタートいたしました。

また、旧5ヶ町が数次の景気対策に呼応し、公共事業を積極的に行ってきたことに加え、町民の生活に直結するし尿処理場・ごみ焼却施設、消防救急施設などの大型事業を合併前に施行したことから、平成17年度の当初予算編成後の基金残高が、4億6千万円と、ほぼ底をついた状況まで落ち込み、平成19年度には財政再建団体へ転落することが見込まれる危機的な状況でありました。

そのため、平成17年12月に「新上五島町行財政改革大綱」を策定し、財政健全化計画、人件費削減、補助金改革など、さまざまな行革に取り組んだ結果、当初の計画をほぼ上回る財政基盤の強化を達成できたものと考えております。

しかしながら、基金残高は、依然、標準財政規模に対し脆弱であり、各種の財政指標も健全とは言えず、未だ残された課題は少なくないことから、現時点では改革の手を緩める状況にはないものと考えております。

(2) これまでの行財政改革の取り組み

平成17年12月に策定した「新上五島町行財政改革大綱」に基づき、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする「新上五島町行財政改革実施計画(集中改革プラン)」を策定し、特別職給与や職員給与の抑制、退職者不補充による職員数の削減、事業の適正規模への縮小などの行政

改革に取り組んで参りました。

特に職員給与の10%カットについては、平成16年度決算額に比べ約4億円、また、職員数は、定年退職者に加え、定年前の早期退職者が増加する一方で、消防・医療職を除いて新規の採用を抑えたことから、平成17年4月の592人に比べ、平成20年4月では539人と53人減少し、計画を上回る削減となっているところであります。

また、合併以後、これまでに平成18年6月と平成20年4月の2回にわたり組織・機構の見直しを行い、支所の総合窓口化や本庁機能の強化・拡充に向けた職員の適正配置を行って参りました。

今後は公共施設の見直しや事業の民営化など、議会や住民の皆さまの理解を得ながら残された行革課題に取り組む必要があると考えております。

(参考)

定員適正化の当面の目標 400人体制

集中改革期間中の削減目標(H18~H22)の5年間で64人削減目標

(計画) 591人(H17.4) 527人(H22.4) 5年間 64人(10.8%)

(実績) 591人(H17.4) 539人(H20.4) 3年間 53人

2. 施設見直しの基本的な考え方

(1) 行財政改革大綱で定めた指針

公共施設の見直しについては、「新上五島町行財政改革大綱」に掲げた「行政関連施設の統廃合」、「民間委託等の推進（公共施設の管理運営の効率化）」などの方針に基づき、施設のあり方を検討します。その中で必要な利用者サービスを維持しながら経費の削減に努めるとともに、当面の目標である町職員の「400人体制」も視野に入れ、持続可能な施設のあり方を検討する必要があります。

そのため合併に伴い機能が重複した施設の適正配置を進めるとともに、老朽化した施設の統廃合や業務の見直しを行いながら、公共施設の管理運営の効率化を図って参ります。

また「民間にできることは民間に」という考え方に沿って、町が行うべきかどうかの視点にたち、行政の役割を見直しながら、業務の民営化や民間委託を進めるとともに、将来の職員数の推移、本庁・支所間の業務の整合性を図りながら、役場組織のあり方を検討して参ります。

(2) 見直しのポイント

公共施設を見直すにあたっては、次の事項に留意しながら、合併後10年目の平成26年度を期限とした見直し方針を策定いたします。

施設の設置目的及び利用状況、管理運営・職員配置の状況等を明らかにしたうえで、問題点・必要性等を検証し、その見直し方針を具体的にすること。

施設のあり方を見直す場合は、見直しの時期を明らかにするとともに、そのスケジュールについて、具体的な目標を設定すること。

目標設定に対して各課の責任体制を明確にするため、個別の施設の見直し方針について、各課長の目標として取り組むこと。

(3) スケジュールの明確化

前述のような考え方にに基づき、個々の施設をいつ、どのように見直すのか、実施する見直しの内容を具体的に明らかにしたうえで、その手順やスケジュールを明確にいたします。また、計画期間内に見直しができない施設についても、将来の方向性を示すべき施設については、現時点の町の方針を明らかにいたします。

計画期間内（H26までに）に見直しを実施する施設

既に関係機関において協議が進められ、一定の方針が示されている施設や具体的な検討が行われている施設

施設の民間移譲など、早期に移譲することにより行革効果が得られる施設

計画期間終了までに、行政サービスの維持を基本とし、住民の理解を得ながら公共施設の統廃合や管理体制の見直しを進める施設等

将来の見直しの方向性を示す施設

国庫補助金返還の制約や組織・機構の進捗等の関係から、計画期間での見直しには至らないが、将来の方向性として現時点の見直しの方針を示す施設等

3. 見直しの効果

(1) 対象施設

見直しの検討対象とした施設は、道路や漁港等の土木関連施設を除いた体育館や公園など、住民等の利用に供している650施設（教員住宅や消防詰所等も含む。）について検討を行いました。

(2) 概要

見直しを計画に沿って推進することにより、計画期間内に下記の効果が見込まれます。

計画期間内（H26まで）に実施する施設

施設数 93施設

職員数 50名減（正規25名、嘱託15名、臨時7名、委託3名）

効果額 176,618千円

〔削減される経費〕355,810千円(うち人件費228,351千円)

〔減収となる収入〕179,192千円

主な見直しの具体例

【統廃合する施設】 ()は統合先の施設を表す。

新魚目ふれあいプール(新魚目プール)、奈良尾プール(若松愛ランドプール)、西原大橋児童遊園(つつじヶ丘)、大曾へき地保育所(青方保育所)、津和崎小学校(北魚目小学校)、神之浦小学校(東浦小学校) ほか

【廃止(休止)する施設】

若松ディアパーク宿泊施設、地区体育館(有福・日島・間伏・青方・飯ノ瀬戸)、たかのし荘(事業廃止)、町営住宅(5施設)、教員住宅(16施設)、新魚目視聴覚ライブラリー、奈良尾ふるさと案内館、上五島中学校夜間照明施設(休止中)、若松最終処分場(満杯)、上荒川幼稚園 ほか

【一部廃止する施設】

若松・新魚目診療所（入院部門廃止） 相河児童遊園（遊具） ほか

【地域に移譲する施設】

堤海水浴場、道士井地区漁民研修集会施設、地区運動場、大平小教員住宅
ほか

【民間に移譲する施設】

朝海荘（民間移譲） 福祉センター「やすらぎ」（社協） 水産関連施設（荷捌所・保管施設・漁業センター：漁協） ほか

【更新又は他の施設へ転用する施設】

つつじヶ丘団地（建替） しんうおのめ温泉荘・保養センター（統合・建替）

将来の方向性を示す施設（24施設）

計画期間での見直しには至らないが、将来の方針として住民に対し町の方針を示すもの。

（主な施設）

本庁庁舎（建替凍結）

職員数の削減が進めば、現在の本庁舎での業務が可能と思われ、当面、合併協議の本庁舎の建て替えは凍結する。

各支所庁舎（当面現状維持）

将来は統廃合・出張所化について検討すべきであるが、空きスペース活用の方策や住民ニーズの把握に一定の時間を要すること、また、施設そのものを廃止するには防災行政無線設備の更新に多額の経費を要するため、財政状況を勘案しながら更に検討を進める。

離島開発総合センター・新魚目公民館（廃止又は転用・移転）

社会福祉協議会の事務所・新魚目公民館を新魚目支所に移転することにより、廃止又は他の施設への転用を検討する。

奈良尾温泉センター（源泉活用）

当面、しんうおのめ温泉荘の建替・更新を優先し、引き続き、財源の確保を行ったうえで、新たな泉源の活用を行う。その活用については、観光客も視野に入れた足湯や公衆浴場及び温泉水の自動販売機など、現温泉センターの見直しと並行して幅広く検討する。

奈良尾・若松火葬場

大規模改修の必要が生じるまでは、可能な限り施設の延命化を図りながら現状の施設を維持する。なお、奈良尾火葬場に大規模改修の必要性が生じた場合は、緊急的な対応として若松火葬場に集約することとする。

将来、若松火葬場の老朽化の状況を見ながら、若松・奈良尾地区をカバーする新たな火葬場を設置することを基本として、さらに検討することとする。

各地区生活館、漁民集会施設、各地区集会所（地域移譲）

主に地域が公民館として活用する施設については、原則、地域に移譲することを前提とし、協議が整った時点で地域に移譲する。

保育園、幼稚園、小・中学校（統廃合）

児童（園児）・生徒数が10人以下になった時点で、保護者や地域との協議を行い、合意が整った時点で統廃合を検討する。

アワビ中間育成施設、栽培漁業センター、水産加工施設（漁協移譲）

利用団体への移譲が望ましいが、用途変更や目的外使用等、補助金等の制約が解消された時点で移譲を検討する。

4 . 今後の取り組み

(1) 課長の職務目標

公共施設の見直しに対する各課の責任体制を明確にするため、実施計画に掲げた各所属の施設ごとに、所属長の氏名を掲載するとともに、毎年度の取組目標を掲げることにより、課長の職務目標として計画的に見直しを推進いたします。

(2) 各年度の進行管理

公共施設の見直しを着実に進めるために、実施計画で定めた具体的な見直し方針について、毎年度当初に開催する「新上五島町行財政改革推進本部」において、全庁的な視点で当該年度の取組目標を確認する推進体制を整備することにより、進行管理の徹底に努めます。

(注) 新上五島町行財政改革推進本部

行財政改革大綱の策定及び実施、その他の行財政改革に係る重要事項に関する内部検討委員会

(3) 跡地利用の方針

公共施設の見直しに伴い、「統廃合」又は「廃止」を行う場合に生じる施設の跡地利用については、施設の現状や利用の形態ごとにその取り扱いが異なりますが、貴重な町有財産であることから可能な限り有効に活用する必要があります。

施設を撤去した後、売却可能な土地については、状況に応じて売却又は払い下げを進めて参ります。

また、廃校となった学校施設など、他の施設への転用が可能な施設については、例えば地域住民の交流の場やまちづくりに有効な施設への転用等、国

庫補助金の返還義務、跡地利用の制限等を勘案しながら有効な活用策を検討する必要があります。そのため、必要に応じ広く一般に公募を行うなど、地域又は民間団体からの提案を募集し、その具体的な活用方策を検討して参ります。

施設の老朽化等に伴い他の施設への転用ができない施設については、解体・撤去を基本とし、計画的に財源を確保したうえで、順次、可能なものから解体・撤去いたしますが、財源の確保ができるまでの間は、安全上の対策を講じながら、草刈り等、必要な維持管理を行って参ります。

5 . 住民意見の反映

(1) 案の公表方法

「新上五島町公共施設見直し実施計画」について、町民の皆さまの積極的な意見を求め、計画に反映させることを目的として、下記の要領で住民意見の把握に努めました。

- ・各地区地域審議会での説明・審議（ 1 2 月 ）
- ・町広報に基本方針及び実施計画（概要）等の掲載（ 1 月号・ 2 月号 ）
- ・町ホームページに掲載
- ・本庁及び各支所によるパブリックコメント（意見公募手続き）の実施
- ・回覧によるパブリックコメント実施の周知
- ・地域住民及び利用者への個別説明（随時実施）

(2) 住民意見の受付期間

住民意見の提出方法として、郵便による提出、ファックスによる提出、電子メールによる提出、役場庁舎への提出等の方法により住民意見の把握を実施いたしました。

実施期間：平成 2 1 年 1 月 5 日～ 2 月 1 6 日

(3) 実施結果

- ・地域審議会意見 2 0 件
- ・意見公募手続き
 - 閲覧 1 件（ 5 0 代男性 ）
 - 意見 1 件（ 8 0 代女性 ）

(4) 計画 (案) への反映内容

お寄せ頂きましたこれらの意見を参考とさせて頂き、関係者との協議を重ね検討した結果、「新上五島町公共施設見直し実施計画」を下記のとおり修正いたしました。

(新たな泉源の活用)

奈良尾温泉センターの新たな泉源の活用について、しんうおのめ温泉荘の建替・更新を優先するとしたうえ、引き続き、財源を確保するとともに、新たな泉源の活用を行う方針を明確にした。

(奈良尾・若松火葬場)

奈良尾・若松地区については、可能な限り施設を延命化し、使用可能な間は、現施設を使用するとともに、将来、若松・奈良尾地区をカバーする新たな火葬場を設置することを基本として、さらに検討する旨明記した。

(大平小学校教員住宅)

「廃止」とする町の見直し方針に対し、地域からの利用申し入れがあったことを受け、「廃止」から「地域移譲」への見直し方針の変更を行った。

(上荒川幼稚園)

平成 2 1 年度入園予定園児数が 1 名となり、(平成 2 0 年 5 月の在籍園児数は 9 名) 見直し方針の園児 1 0 名未満となることから、保護者及び地域役員と協議を行い、合意が得られたことから平成 2 1 年度より休園することとし、「現状維持」から「休止」への見直し方針の変更を行った。

(ゆがきカンコ口福見低温冷凍庫)

利用者が限定されることから、利用団体への移譲を基本とし協議を続けているが、現在までに利用団体の理解が得られないこと及び利用団体の組織基盤の強化が必要であることなどから、当面、現状を維持することとした。

(椿油加工場)

振興公社が占有的に使用している状況を踏まえ、振興公社の事業と一体的かつ、柔軟な利用を図ることにより、経営面での多角化を期待し、振興公社への移譲について協議を重ねているが、今後、公益法人改革に伴う事業の見直し等、振興公社のあり方を含めた一体的な検討のなかで見直しを進めることとし、それまでの間は現状を維持することとした。

6 . 結 び

施設の見直しにあたっては、町の財政状況を理由に、不採算なものを全て見直すものではありませんが、反対があるからといって、それを聖域化し見直しの対象から外すことも難しいのが現状です。

施設の見直しは、住民の痛みを伴うものが数多く含まれることから、その実施にあたっては、住民や関係者の皆さまの理解は必要不可欠であり、あらゆるものをいったん俎上に載せたうえで、優先度を決めながら、順次、見直しを進めて参りますので、どうぞご理解・ご協力を頂きますようお願いいたします。